

平成 2 5 年度 中城村財政健全化判断比率の公表

【健全化判断比率・資金不足比率の公表について】

自治体の財政破たんを未然に防ぐとともに、悪化した団体に対して早期に健全化を促すため平成 1 9 年 6 月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が制定されました。

この法律で、地方公共団体の財政の状態を判断する四つの指標（①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率）及び公営企業の経営状況を示す指標（資金不足比率）が定められ、毎年その指標を村民の皆さんに公表することになりました。

法律の規定に基づき、平成 2 5 年度の実績値を公表します。

【健全化判断比率及び資金不足比率】

平成 2 5 年度決算に基づく中城村の健全化判断比率及び資金不足比率は、以下の表のとおりで、いずれも早期健全化基準を下回り、健全な状況であると判断できます。

しかし、本村の財政状況が厳しいことには変わりなく、引き続き行財政改革を進め、財政の健全化に取り組んでいきたいと考えています。

○健全化判断比率

健全化判断比率	平成 2 5 年度	早期健全化基準	財政再生基準
①実質赤字比率	—	15.00 %	20.00 %
②連結実質赤字比率	—	20.00 %	30.00 %
③実質公債比率	10.4%	25.0 %	35.0 %
④将来負担比率	87.4 %	350.0 %	

※①・②とも黒字で、赤字比率は算定されないため「—」表示となっています。

○資金不足比率

会計区分	平成 2 5 年度	経営健全化基準	備 考
水道事業会計	—	20.0 %	資金不足なし
公共下水道事業特別会計	—		資金不足なし
土地区画整理事業特別会計	—		資金不足なし

※いずれの会計も黒字で、資金不足比率は算定されないため「—」表示となっています。

【用語解説】

実質赤字比率	一般会計等の赤字額の標準財政規模に対する比率
連結実質赤字比率	全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率
実質公債費比率	一般会計が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率
将来負担比率	一般会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率
資金不足比率	公企業会計の資金不足額の事業規模に対する比率
標準財政規模	地方自治体の標準的な収入で、普通交付税と地方税が主です